

国際会計基準審議会御中

(社) 日本証券アナリスト協会
企業会計研究会

公開草案「認識の中止」についての意見書

日本証券アナリスト協会の企業会計研究会は、IASBの表記公開草案に対して意見書を提出する。日本証券アナリスト協会はアナリスト教育試験制度を運営する非営利法人で、22,000名の検定会員を擁する。企業会計研究会は当協会の常設委員会で、アナリスト、ポートフォリオマネジャー、公認会計士、学識経験者を含む12名の委員で構成され、国際会計基準審議会（以下IASB）や企業会計基準委員会（以下ASBJ）の公開草案に対して意見を表明するとともに、ASBJや金融庁と意見交換を行っている。

一般的なコメント

公開草案はこれまでの基準における認識の中止の判断基準にあった「リスクとリワード」、「継続的関与」という概念を極力排除し、「支配」概念に焦点をあてようとしている。これにより、これまでの基準に比べて判断基準が簡素化されることは基本的に評価すべきであるが、同時に「支配」概念に拘泥するあまり、実務的に受け入れがたい重要な問題点も含まれている。公開草案は、本案に加えて代替案も提示している。当研究会は代替案には反対で本案を支持する。代替案は認識を中止した金融商品に関連して多くのデリバティブ・ポジションを認識することになり、その評価が適切に行われているか否かの検証が難しくなるからである。

公開草案は認識の中止判断基準の簡素化という目的は達成しているが、同時に実務的には大きな問題をはらんでおり、重要な修正が必要である。具体的には現行のレポ・貸し株取引、および証券化ビジネスにおよぼす影響が問題である。

レポ、貸し株取引（質問5）

公開草案の17A項(c)およびAG52Lはこれによってレポと貸し株が売買とみなされるため、反対である。

経済的にはレポは担保付融資、貸し株は有価証券の貸借取引である（レポが債券の貸借を目的に行われることもある）。公開草案はレポ、貸し株を売買とみなすことを提案しているが、これは取引実態と離れる会計処理を強制することになる。

公開草案は、レポを観念的に債券の売却と債券先物の買い建てに分解するという見方を提示しているが、両者は全く別物である。本来が担保付借り入れであるレポでは、レートは金利で一意的に決まる。債券の売却+債券先物の買い建ては両取引のタイミングと取引相手の違いもあり、レポと同じレートが取れる保証はない。担保付借り入れを、債券の売

却+債券先物の買い建てで実行しようとする人は、レポよりも良い条件を得ようとしているわけで、経済的にはこれは裁定取引に他ならず、レポとは完全に異質の取引となる。なお、法律的にはレポは通常 1 契約で行われるのに対し、債券の売却+債券先物の買い建ては 2 契約に分かれる。

また、公開草案はレポや貸し株を売買とみなさないと、同じ株や債券に 2 人以上の所有者が生じることが問題であるとしている。しかし、同じようなことは金融市場では毎日生じている。例えば、私が A 株を空売りしたとしよう。受け渡し日までの間、買い手は存在しない株を保有していることになる。同じ証券を 2 人以上の人が持ったり、存在しない証券を保有している人がいるのは異常に見える。しかし、金融市場はこうした事態は当該証券の受け渡しによって早晚解消されるので問題はないという信頼の上に立脚しており、会計基準もこれを前提にした記帳を認めてきたのである。

レポや貸し株を売買とみなすと実務的には次の問題が生じる。第 1 に市場の流動性の問題である。レポや貸し株のたびに売買損益を認識するのでは、誰もこれらの取引を行わなくなり、結果として市場の流動性が枯渇する。2008 年末の東京市場において、債券レポ（現先）残高は 27 兆円、これに加えて主としてオーバーナイトの短期レポ残高が 64 兆円あり、両方で短期金融市場残高の 5 割以上を占めている。これらの取引が円滑に行われることは日本経済にとっての生命線である。

第 2 は企業価値評価の問題である。本来は担保付き借り入れであるレポで、担保債券の認識を中止すると、B/S がよりスリムになり、いくつかの指標が改善する。他社比較のためには、数字の調整が必要で分析に時間がかかる。

第 3 はこの問題の裏返して、企業サイドにレポや貸し株を利用し、B/S をよりよく見せようとする、いわゆる window dressing を行う誘引をもたらすことである。B/S のスリム化に加えて、含み益のある株を貸し株に出すことによって利益を実現しようという誘引も働くかもしれない。

公開草案は「支配」の概念に焦点をあて、認識の中止に関する会計基準を簡素化するために、「リスクとリワード」や「継続的関与」を極力排除しようとしている。こうしたアプローチを否定するものではないが、このアプローチが実務的に合理的でない基準に帰着する場合には柔軟な判断をすべきである。以上から、17A 項(c)または AG52L を修文し、レポおよび貸し株は例外として売買とはみなさないようにすることを提案する。

証券化ビジネスへの影響

数名の委員—セルサイドアナリストと会計士—は公開草案が証券化ビジネスを過度に抑圧するのではないかという懸念を表明した。彼らの論点は以下のようなものである。

- ・証券化ビジネスは倒産隔離要件をキーにしている。米国 GAAP の規定にならい、倒産隔離が図られている場合には、資産のオフバランス化を可能にする規定を設けるべきである。
- ・公開草案は B/S の肥大化をもたらし、レベレッジが増大する。銀行監督当局がレベレッ

ジ規制を強化しつつあるなか、公開草案の提案が基準になると証券化のインセンティブは決定的に失われる。IASBは銀行監督当局と連絡を密にし、この影響を見極めて適切な対応をとるべきである。

- ・公開草案の内容では優先劣後構造を持った証券化は実務的に不可能になる。「リスク・リワード」概念を一部残し、オリジネーターが持つリスクまたはリターンの割合のうち大きいほうの割合だけオフバランス化を認めず、残りの部分は詳細な注記を条件にオフバランス化を認めてはどうか。

ディスクロージャー（質問11）

当研究会は公開草案におけるディスクロージャー規定を全体として支持するが、個別の論点を中心に次のような意見が述べられた。

- ・譲渡の定義（改訂9項）がかなり広くなるように改訂されている。このため、開示対象が無意味に広がらないかどうかの検討が必要である。
- ・仮に債券レポや貸し株が売買取引とされ、金融資産としての認識を中止されるのであれば、当該取引による譲渡金融資産の基本的な属性情報（金融資産の種類、銘柄名、権利義務情報など）をディスクローズ規定に追加したい。

当意見書についての質問、確認などがあれば、金子 誠一 (s-kaneko@saa.or.jp) 宛に問い合わせされたい。

日本証券アナリスト協会
企業会計研究会
座長 北村 敬子